

令和3年度第4回印西市学校適正配置審議会 会議録

- 1 開催日時 令和3年11月17日(水)午後2時～午後4時15分
- 2 開催場所 印西市役所別館1階 農業委員会会議室
- 3 出席者 桜井 繁光 委員、内田 圭子 委員、押田 香代子 委員、
井上 愛一郎 委員、坂木 武伸 委員、渡邊 義規 委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 大木教育長、高橋教育部長、坂巻教育総務課長、五代教育総務課長補佐、
佐久間学務課長、寺島副参事、秋山係長、小森谷主査
- 6 傍聴者 10名
- 7 議事 (1) 印西市立船穂小学校・印西市立本埜中学校における小規模特認校
制度の導入について
(2) その他
- 8 議事録 (要点筆記)

事務局 本日はご多用のところ、当審議会の会議にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

会議次第、資料1、参考資料1、参考資料2となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

<不足なし>

事務局 次に、会議の公開と傍聴についてでございますが、当審議会につきましては、印西市市民参加条例第11条第4項の規定により、原則公開とさせていただきます。

また、傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、事務局が作成した傍聴要領に沿って受付しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の傍聴人の定員は5名としておりますが、既に5名を超える傍聴の希望がございます。

つきましては、会場の広さを考慮いたしまして、先着10名までの傍聴人の入室を許可したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

事務局 それでは、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議の録音及び会議録の署名等についてでございます。

当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

また、会議録の署名につきましては、毎回2名の委員の方をお願いしており、本日は、渡邊委員と桜井委員をお願いいたします。

なお、会議録につきましては、ご署名いただいた後、市役所の行政資料室への設置やホームページへの掲載により公表いたします。

会議録の公表にあたりましては、発言者の氏名を伏して行いますことを申し添えます。

それでは只今より、令和3年度第4回印西市学校適正配置審議会を開催いたします。

はじめに、会議の開催について、ご説明とご報告をさせていただきます。

印西市学校適正配置審議会設置条例第7条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日の出席委員は、6名中6名でございますので、同条例の規定に基づく定数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

はじめに、次第の2、会長あいさつ、井上会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

会長 本日の審議会ですが、前回の予告通り、小規模特認校についての審議を進めていくという形になっております。

小規模特認校制度については、印西市にとって、初めての制度ということになりますので、委員の皆様からは、色々な観点からご意見を頂戴できればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

事務局 ありがとうございます。

それでは早速、議事に入りたいと思ひます。

ここから先の進行は、井上議長にお願いいたします。

議長 それでは、次第の3、議事に入ります。

(1) 印西市立船穂小学校・印西市立本埜中学校における小規模特認校制度の導入についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

議長 それではこの後、審議に入っていきたいと思います。
 審議の進め方については、始めに、小規模特認校制度の導入について、資料1、参考資料1、参考資料2について、全体的に質問があれば、出していただければと思います。
 その後、2番目として、資料1について、資料の1番から3番までの小規模特認校制度の方向性についてのご意見をいただき、その後、4番以降の小規模特認校制度の手続き等についてのご意見をいただければと考えております。
 最後に、小規模特認校制度について、他にご意見があれば、ご意見をいただくというような形で進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

 <異議なし>

議長 それでは、始めに全体的に、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

委員 今日の審議会の目的ですが、資料では、小規模特認校制度について、導入が決まったということが前提となっているようですが、小規模特認校制度の導入が決まったということを前提に、検討するということですか。

事務局 本日の資料につきましては、小規模特認校制度を導入する場合には、どういうイメージになるのか説明をさせていただくためのものであり、この資料を踏まえ、印西市で導入することができるのかどうかを含めて、ご意見をいただきたいと思います。

委員 色々検討した結果、導入には至らないという場合もあるということで、よろしいですか。

事務局 審議会の中で、例えば、導入すべきであるとか、導入すべきではないとかといった議論をしていただき、最終的には、その意見等を踏まえて、教育委員会で方向性を決定していきたいと考えております。

委員 資料1というのは、この会議のために準備された資料だと考えてよろしいですか。

事務局 限られた時間の中で検討を行い、実施するならば、できるだけ早めに実施をした方がよいと考えており、事務局で、検討した結果、こういう形で実施するのが1番良いのではないかという原案が、資料1でございます。

あくまでも、この資料は叩き台であり、小規模特認校制度を導入する方向性となった場合には、内容について、ご審議いただき、より実現可能なものにしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 他に何かございますか。

委員 請願書の内容には、船穂小学校と小倉台小学校のことについては、非常に詳しく具体的な例も述べられておりましたが、本埜中学校については、どのような要望があり、どのような内容であったのか、教えてください。

また、教育委員会が、小規模特認校制度導入の検討対象校に、この2校とした経緯が分かれば、教えていただきたいと思います。

事務局 前回の会議でもご説明させていただきましたが、文教福祉常任委員会における請願の紹介議員に対する質疑応答の中で、小規模特認校の対象と考えている学校は、船穂小学校と本埜中学校の2校であるという回答があり、それを踏まえて、請願の採択があったというふうに認識しておりますので、小規模特認校制度導入の検討対象校を船穂小学校と本埜中学校の2校としたところでございます。

本埜中学校についての具体的な要望というのは把握しておりませんが、提出された署名の中には、本埜中学校区の方も多く入っていた状況でございます。

議長 その他ございますか。

委員 6番の定員については、1学年の定員が20名程度なのか、学校全体としての定員が20名程度なのか、どちらになりますか。

また、もし定員を大きく超えた場合には、どのような対応を考えておりますか。

事務局 定員につきましては、それぞれの学年ごとの定員が20名程度としております。

定員を大きく上回った場合には、これから検討することになると思いますが、先に導入している自治体の例を見ると、抽選というような形をとっている自治体もあり、そういったところを研究しながら、検討していきたいと思っております。

議長 定員の20名というのは、既に学区内にいる子供達と合わせて、20名ということで、よろしいですか。

事務局 はい。

議長 他に何かございますか。

<意見等なし>

議長 続きまして、資料1の1番から3番までについて、ご意見等があれば、お願いします。

委員 前回の会議の資料の中で、本埜中学校区の保護者に対してのアンケート結果について、小学生の保護者の70%の方は、滝野中学校との統合案について、賛成とどちらかといえば賛成と言っているため、船穂小学校とは、少し状況が違うと思います。

本埜中学校を小規模特認校制度にしてしまうと、70%の保護者は滝野中学校と統合してほしいと思っているので、対応が難しいと思います。

議長 他に何かございますか。

委員 今の意見と似たような内容となりますが、本埜中学校については、中学校に入ってから、いきなり見知らぬ環境に入っていくことの抵抗感というのがあるのではないかという心配があります。

本埜中学校からではなく、本埜小学校時代から、小規模特認校制度を取り入れておけば、まだ良いのかなという感じがします。

中学校からというのが、スムーズに行くのか不安があり、本埜中学校は、現在、学区外就学者が53%ということで、本埜中学校に行かないで、他の中学校に行っている人達の方が多いわけです。

まずは、その人達に帰って来てもらえば、20人近くになるわけですが、実際には、様々な理由でどんどん学区外就学をされているわけですから、他から入ってくるということの難しさが、中学校の場合はあるのかなと思います。

なぜなら、学区外就学の理由は、1番が部活動となっており、部活動が限られているから、違う学校に行っている状況があつて、例えば、学校の生徒数が60人になったとしても、教員数が増えないため、それでは部活動数も増えないということになりますので、中学校を1学年20人にして、全校で60人にしても、今の状況を解消するということは非常に難しいのではないかなと思います。

小規模のメリットがいっぱいありますといっても、そういうことのために本埜中学校に行くという中学生が非常に限られているのではないかなということ危惧しておりますが、やってみないとわからないということもありますから、やめろというわけではありません。

ただ、そのような色々なことを頭に置いた上で、スタートして行くのが良いと思いますので、そういう意味では、船穂小学校とは少し状況が違うのではないかなというのが先ほどの意見と似た感じの内容であります。

議長 他に何かございますか。

委員 本埜中学校区から他の中学校に行くという選択肢の中には、先がわからなく、受験の時期になって、学校がどうなっているかわからないということで、保護者は心配されているのではないかなと思います。

子供が元気で、寒い中も暑い中も自転車で中学校に行ってくれるという姿が、親は嬉しいと思いますし、その先を心配する親心かなというふうに思います。

保護者は、小規模特認校の話が出ているということも、全然知らず、不安の中で選んでいるわけで、それは本埜小学校に入学する親御さんも同じだと思います。

小学校はスクールバスで行けますが、中学校はどこに行くかわからないとなったら、小学校のときからというふうに考えてしまう人もいるのではないかなという思いもあるので、できれば早いうちに決定して、周知していただければ、全員は戻ってこないかもしれませんが、これから入学する子供達や親御さんの安心感があるかなというふうに思いました。

議長 その他ございますか。

委員 今、本埜中学校の話になっていますが、資料を見ても、小規模校のメリットを生かして、デメリットを最小限にするということは、小学校の場合と中学校の場合では、若干違うと思いました。

中学校は、小学校と違うこととして、1つは部活動があるし、もう1つは進学があり、この2つの問題は大きく、それを考えたときに、人数が極端に少ない中学校よりは、多くの生徒がいる中学校が良いと考える流れはあるのだろうなという感じはしています。

小規模特認校でそのデメリットをどれだけ解消できるかと考えたときに、色々な例を見させてもらいましたが、小学校での成功例はたくさんある感じがしますが、中学校では、その2点に関しては非常に難しいだろうなということを思っています。

小規模特認校をスタートして、生徒の数が増えて、例えば、部活動の数も増えてくるとか、学び合いの学習が出来ていくという状況が出てくればいいとは思いますが、難しいかなという感想を持っています。

議長 他に何かございますか。

委員 前回も少し発言をさせていただきましたが、中学校で、小規模校のメリットを最大限に生かせること、デメリットを最小限にすることはどんなことがあるのか色々考えていましたが、なかなか難しいです。

色々なことを考えたときに、特に中学校の場合は、小規模校のメリットよりもデメリットの方がはるかに大きいのではないかなというふうに考えています。

あと、性の多様性について考えると、今、本埜中学校の一年生は男子生徒しかないという状況であったと思いますが、異性との交流や集団の中での性の違いというのは、すごく大事な教育要素になってくると思います。

結果的にかもしれませんが、そんな偏りも生まれてしまうことなどを色々考えると、結局、あの定員だと学級数が増えず、小規模が解消されない、教員が増えないと部活動を増やせないというようなことにもつながってくると思います。

請願が採択されたということですので、中学校はやるなという反対意見ではありませんが、個人的にはメリットを探すのは、非常に難しいと思っています。

議長 今、本埜中学校についてのご意見をいただいたところですが、その意見をまとめると、基本的には、小規模特認校制度を導入することとするが、そのデメリットが大きいので、デメリットの解消に向けた取組を考えながら、小規模特認校制度を導入していく必要があるだろうというようなことではないかなと思います。そのような形でよろしいですか。

委員 その形でも良いですが、船穂小学校と本埜中学校を分けて考えるという手もあると思います。

中学校については、デメリットが大きいという意見が多くあるので、まずは、船穂小学校を進めて、本埜中学校は船穂小学校の様子を見ながらやるとかということも検討していただけたらと思います。

議長 今の意見について、いかがですか。

委員 本埜中学校もだいぶ厳しい状況であり、様子を見ている状況ではないかなと思います。

不安に思っている保護者がたくさんいるという状況もあり、コロナの関係で、保護者や地域の方と話し合いをやることが出来ていない状況ですので、本埜中学校の保護者や地域の方がどのように考えているのかということをお早急聞いて、それを参考にして、小規模特認校制度と統合のどちらを進めていくのか、検討した方が良いでしょうと思います。

議長 事務局はいかがですか。

事務局 事務局といたしましては、船穂小学校と本埜中学校における小規模特認校制度の導入については、一緒に考えるのではなく、それぞれで検討していただきたい

と考えておりますので、別々に考えていただいて、問題ありません。

議長 資料以外で、本埜中学校に関して、来年度の一年生の状況等でわかっていることがあれば、教えてください。

事務局 現在、確認しているところで、決定はしておりませんが、現在の学区内の人数は15名で、そのうち半分以上から学区外就学の申請が出ている状況でございます。

それから、先程、委員からご意見がありました、保護者や地域の方の考えを聞くということにつきましては、資料のスケジュールの中に、令和4年2月中旬に保護者や地域の方への説明会を行うこととしており、そこで意思確認ができればというふうに考えております。

もし、ここで小規模特認校制度の導入に対して、大きな反対というものがあれば、説明会でのご意見も尊重して、検討していくことになるかと考えております。

議長 説明会に、小規模特認校制度の導入案と統合案の両案を持っていくというようなことは可能ですか。

事務局 小規模特認校制度の導入案と統合案の両案を持っていくということになると、保護者の方との議論にならなくなってしまうおそれがあるかと考えておりますので、教育委員会としては、令和5年4月からの小規模特認校制度の導入案を持って、説明会を開催したいと考えております。

議長 その他ございますか。

委員 大人の考えではなくて、子供の意思が1番大事だと思います。

請願書の中にも、教育の充実をさせてほしいというのと、地域のコミュニティがなくなってしまうので、学校を存続させてほしいという要望があります。

教育のことと地域のコミュニティのことを一緒にやろうとすると、学校を残してほしいということになるかもしれませんが、学校が統合しても、地域のコミュニティを守るためには、何か他のやり方があるかもしれません。

請願書では、小規模校を存続してほしいという思いがあると思いますが、そこに通っている子供がどういうふうに考えるかというのが、1番大事だと思います。

小学生になる子供の場合には、保護者の意思が大きいかもしれませんが、中学生になる子供であれば、こういう部活がある中学校に行きたいとか、もう少し勉強して、偏差値の高い学校に行きたいとか、自分の意思を持っていると思いますし、小学校と中学校の違いというのは、先程も意見がありましたが、進学

問題が結構大きいと思います。

デメリットをメリットに変えれば、進学校を作るような感じで、例えば、小規模特認校の中学校に行くと、偏差値の高い学校に行けるようになったとかの教育の効果があるなどを考えていく必要があります、そういうことを考えると、教育の効果と地域のコミュニティというのは、本埜中学校の場合には、一緒に考えない方がよい感じがします。

議長 他に何かございますか。

委員 小規模特認校にするということは、学校をずっと残すということなのか、それとも、小規模特認校にしたが、ものすごく生徒数が少なくなったので、統合をせざるを得ないという余地は残しておくのかということを考えておく必要があると思います。

議長 その辺は、ある程度の目安は示さなければならないと思いますので、事務局で検討していただきたいと思います。

その他ございますか。

委員 調べてみると、成功例だけでなく、失敗例というのもありますので、その辺も考慮しないといけないと思います。

議長 その他、ご意見はございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、色々ご意見をいただきましたが、この審議会では、本埜中学校については、請願もあるということで、小規模特認校制度の導入の方向で、保護者に説明をしていただくということで、よろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 それでは、船穂小学校についてのご意見はいかがですか。

委員 小学校の小規模特認校制度については、印旛管内や県内でも、導入している自治体があります。

先程もご意見がありましたが、成功している例もあれば、なかなか成功とはいえない例もありますが、船穂小学校は、現在もコンピュータを取り入れた授業

など、小規模校のメリットを生かした特色のある教育を行っているため、小規模特認校制度を導入して、児童の数が増えていったら良いと思います。

議長 他に何かございますか。

<意見等なし>

議長 船穂小学校については、小規模特認校制度の導入に賛成ということによろしいですか。

<異議なし>

議長 それでは、船穂小学校と本埜中学校における小規模特認校制度については、審議会の意見として、導入の方向で行くということとしたいと思います。

それでは、資料の4番から10番までの手続きやスケジュールに関することについてですが、事務局の方から、5番の就学条件について、一年以上の通学が可能であることとするのか、原則、卒業までとするのかということについて、委員の皆様からご意見をいただきたいとのことですが、ご意見等があれば、お願いします。

委員 例えば、六年生で入ってきた時に、途中で指定校に戻りたいという人がいるのを避けるために、一年という期間をつけたのですか。

私は、原則、卒業するまで小規模特認校に通学することと、はっきり言った方が良いと思います。

事務局 一年以上ということについては、学級編制等を考慮しますと、一年は必要であると考えております。

卒業までとする場合には、先ほどご意見にありました小規模特認校の存続について、ある程度の目安を検討する中で、例えば、一年生で入ってきた子が六年生まで、つまり、その子が卒業するまでは存続するということになると考えられますので、こちらも踏まえて検討していただければと思います。

議長 よろしいですか。

委員 例えば、親の転勤で転校ということもありますので、原則という言葉を入れておけば、卒業までとしても問題ないと思います。

議長 他にご意見はございますか。

委員 普通に考えると、その小学校に入学したら、同じ小学校で卒業することになると思いますが、このことを改めて書かないといけないのかなと思います。

委員 学区内の小学校であれば、そうかもしれませんが、今回は小規模特認校制度なので、明確に書かないと、一度小規模特認校に行ったが、すぐに元の小学校に戻ってしまうこともあると思います。

委員 わかりました。

議長 他にございますか。

委員 存続の部分の問題が出てきた時を考え、一年という案もあるという話だと思いますが、それも含めて、原則という言葉が入っていれば、その時の問題は、原則から外れる違う問題だと捉えられると思いますので、原則、卒業までという形で良いかなと思います。

議長 その他ございますか。

<意見等なし>

議長 では、原則、卒業までということによろしいですか。

<異議なし>

議長 それでは、4番以降の部分で、ご意見ございますか。

委員 4番の中に、検討対象校への学区外就学の相談を受け付けと書いてありますが、さっき言ったように、子供が中心なので、子供が見学をし、こういう学校だったら行ってみたいと思ってもらうことが、1番教育効果が上がると思うので、そこに見学を入れていただきたいと思います。

事務局 見学につきましては、必須ではなく、希望があれば、見学をしていただくという形にしたいと考えております。

委員 希望ということはわかっていますが、ここに入れておいた方が良いと思います。

事務局　こちらの資料は、実際の小規模特認校への就学の案内ではございませんので、小規模特認校への就学の案内を検討する際に、ご意見を反映させていただければと考えております。

議長　その他ございますか。

委員　5番の最後に記載のある保護者は検討対象校の経営方針や教育活動について、理解及び協力できることとなっておりますが、小規模特認校制度の趣旨というのは、学校を中心として、保護者や地域が一体となって、子供を育てるという意味があると思うため、この表現では弱いので、教育活動及びPTA活動について、経営方針や教育活動を十分理解して、積極的に協力してほしいというような、もう少し強い文言で書いた方が良いと思います。

事務局　こちらの就学条件につきましては小規模特認校への就学をご案内する際に明記する条件となりますので、今のご意見につきましては、既に小規模特認校制度を導入している近隣の自治体の例を参考にさせていただきながら検討させていただきたいと思います。

議長　その他いかがですか。

委員　4番の中に、検討対象校の学校長の面談を必須とするとなっておりますが、通常の学区外就学でも、学校長の面談というものはあるのですか。

事務局　通常の学区外就学については、学校長の面談はありません。

議長　色々な意見が出ておりますが、ここで、6番の受け入れ定員について、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員　20名にしたのはなぜというふうに、誰もが思っていて、その答えは多分あると思いますが、例えば、これには過大規模の学校の解消も繋がっているわけで、過大規模の学校から10数人減ったところで、過大規模の解消には繋がらないと思いますので、過大規模の解消のために、この20名の枠の中で何とかしようということは、最初から苦しいということは、頭に置いておく必要があると思います。

20名以上の場合の対応もありますが、全然希望者がいないという場合もあるため、定員を超えた場合と希望者がいなかった場合の対応策を考えておく方が良いと思います。

20名という判断基準については、他の市が20名だからということではなく、印西市はこういう理由だからというのを持っていた方が良いと思います。

定員を20名としても、21名になったから抽選するという事は、多分なさらないと思いますが、その辺の人数についてもよく考えながらやっていくと良いかなというふうに思います。

事務局 定員を20名程度とした理由でございますが、小学校では、1学級の上限が35名と考えると、36名になると学級が分かれることとなり、その半分の18名が1学級の最少人数となりますので、それを基準とし、また、小規模校の良さを活かすということで、20名程度としたところでございます。

議長 その他ございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、原案通り、定員は20名程度ということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 それでは、他にご意見等はございますか。

委員 検討対象校の学校長の面談を必須とするということが、どうなのかなというふうに思います。

その校長先生の考え方とか、その学校によって、この制度そのものの基準等が変わるというのは望ましくないと思うので、印西市の考え方については、教育委員会で説明をしていただいた方が良いのではないかなという感じがします。

また、多数の希望者が面談に来た場合には、校長先生の負担が大きくなってしまい、普通の業務もありますし、小規模校というのは、先生が少ないので、校長先生が色んなことをなさっている中で、毎日面談が入ってしまう状況となった場合には、なかなかきついのかなというふうに思います。

校長先生が面談をして、受け入れをしないということがないのではとも思いますので、学校の負担を下げてくださいという意味では、面談を校長先生にさせなくても良いのかなと思います。

もし、面談をやりたいということであれば、受け入れる段階になって、校長先生と面談をやれば良いと思います。

議長 今のご意見について、他の委員の皆様は、いかがでしょうか。

委員 事前の面談は、学校の方針などの話をするのかなと思っていましたので、そこで、受け入れの可否を判断することはないと思っておりますが、確かに数が多くなると大変だなという感じはあります。

議長 他に何かございますか。

委員 面談を受けた後に、教育委員会は、校長の意見書を考慮の上、小規模特認校への就学の可否について審査すると書いてあるので、この面談により、校長が就学の可否を判断するという意味ではないと思います。

事務局 こちらに面談ということを書かせていただいたのは、就学条件の中に、保護者は検討対象校の経営方針や教育活動について、理解及び協力できることという条件がありますので、事前に学校側との共通の認識をしていただくことを考えておりましたが、今ご意見をいただきましたので、面談については、ご意見を参考にして、今後検討させていただきたいと思います。

議長 その他ございますか。

委員 面談はなくても、年に何回か就学希望者に対する学校説明会を開いた方が良いと思います。

議長 他に何かございますか。

委員 実施時期は令和5年4月1日からとなっておりますが、実際には、令和4年度の4月から希望者は検討対象校に就学できるということですよ。

事務局 はい。

委員 そうであれば、別紙のスケジュール案の中に、移行期間中の学区外就学の対応について、①と②の2回することになっており、2回目の令和4年4月については、その時期の手続きだと、4月の入学が難しくなると思うので、無くても良いと思います。

事務局 ②の内容につきましては、令和4年4月から検討対象校への学区外就学が始まるという意味でございます。

議長 その他ございますか。

委員 実際には、令和4年4月から検討対象校に就学できるのであれば、実施時期を令和5年4月1日からとするのは、おかしくないですか。

事務局 分かりづらいと思いますが、小規模特認校制度の運用は、令和5年4月からということで考えておりました、令和5年4月までの間に実施要綱を作って、就学案内をしたいと考えております。

令和4年度につきましては、制度導入までの移行期間として、制度としては、小規模特認校制度ではございませんが、学区外就学という形で、認めていきたいと考えております。

議長 その他ございますか。

委員 実施要綱は、募集要項とは違いますか。

保護者が小規模特認校への就学を判断する基準となる資料は、実施要綱なのか、別に募集要項を作成するのか教えてください。

事務局 実施要綱につきましては、小規模特認校への就学に当たっての具体的な手続きを規定させていただきます。

保護者への小規模特認校制度の就学案内につきましては、別に作成したいと考えております。

議長 その他ございますか。

委員 小規模特認校制度の導入が決定するのは、いつですか。

事務局 スケジュールをご説明させていただきますと、本日、小規模特認校制度の導入に関して審議をしていただいて、その後、別紙のスケジュール案の通り、12月8日に予定しております教育委員会定例会で実施概要及び導入スケジュールを説明し、そこで教育委員会としての方向性を決定しまして、その後、保護者や地域へ説明会をさせていただきたいと考えております。

そこで同意が得られましたら、小規模特認校制度への導入に向けて実務的な準備を開始し、最終的には、令和4年6月中旬の教育委員会定例会に実施要綱案を付議し、そこで承認いただければ、告示を行い、そこから令和5年度の小規模特認校への就学に向けた手続きが開始するという流れになります。

委員 12月8日の教育委員会定例会で、導入が決定するということですか。

事務局 12月8日の教育委員会定例会では、教育委員会として、小規模特認校制度の導入の方向性を決定するということとなります。

学校は子供のためにありますので、その子供の保護者の説明会を行って、そこで合意が得られなければ、実施はできません。

そんなことはないと思いますが、保護者や地域の方のおおむねの合意が得られなければ、そのことを議会に報告をして、教育委員会としては実施できませんということを言わざるを得ないと考えております。

正式に小規模特認校制度の導入が決定するのは、子供の保護者の同意が得られて、地域の方にご理解をいただいた上で、令和4年6月の教育委員会定例会で実施要綱案が決定されたときということとなります。

議長 資料1の4番以降について、他にご意見はよろしいですか。

<意見等なし>

議長 それでは、その他、小規模特認校制度について、ご意見があれば、お願いします。

委員 印西市公共施設適正配置アクションプランについてですが、11ページの船穂小学校を見ると、法定耐用年数が47年となっていて、2019年で47年経っていますので、ソフト的には良い教育をやっても、ハード的には厳しいものがあるのではないかなと思いますが、どうお考えですか。

事務局 アクションプランを作成した時点では、この資料に記載している考え方でしたが、現在の国の考え方が、建物の80年の使用を目指すことになったことから、前回の会議でもご説明させていただきましたが、改めて、印西市学校施設長寿命化計画を策定し、学校施設の長寿命化を図っているところでございます。

議長 その他ございますか。

委員 先程の校長面談のような負担とか、定員が20名とかの色々な縛りがあると、小規模特認校に行こうという人が、出にくいことになると思いますので、ハードルをできるだけ下げて、スピード感を持ってやる必要があると思います。

特に、スクールバスのことについては、お金がすごくかかることなので、言いにくいですが、実際には、小規模特認校に行きたくても、遠すぎれば難しいので、送り迎えをどうするかとか、学童はどうするかというようなことも検討をしていく必要があると思います。

議長 他にございますか。

<意見等なし>

議長 小規模特認校制度につきまして、たくさんの意見を出していただき、ありがとうございました。

今まで出てきました意見を参考に、事務局の方で検討していただいて、方向性を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議題の（２）その他ですが、何かございますか。

事務局 特にございません。

議長 本日の議題につきましては、全て終了しました。
進行を事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございました。
続きまして、次第の４、その他に入らせていただきます。
事務局から、連絡事項がございますので、担当からご説明いたします。

<次回の会議日程及び委員報酬について説明>

事務局 事務局からの連絡事項は以上でございます。
その他ということで、委員の皆様からは何かございますか。

<なし>

事務局 それでは、以上をもちまして、令和３年度第４回印西市学校適正配置審議会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

会議資料

- ・会議次第
- ・資料１ 印西市立船穂小学校・印西市立本埜中学校における小規模特認校制度の導入について（案）
- ・参考資料１ 平成３０年度「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」取組モデル
- ・参考資料２ 印西市公共施設適正配置アクションプラン 概要版

令和3年度第4回印西市学校適正配置審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和3年12月8日

委員 渡邊 義規

委員 桜井 繁光